

水俣病の人権問題で調査

県人権擁護委連合会

補償、救済の面を究明

11月まで「侵害」があれば措置に結論

県人権擁護委連合会(豊原一男会長)は、このほど開かれた理事会で、水俣病患者の補償、政治的救済措置などの面で、人権侵害や無福があるかどうかを独自の立場で調査することを決めた。このため同会では、具体的な調査を熊本地方事務局に委嘱、十一月に予定されている総会前までに人権侵害や無福の事実があるかどうかの結論を出し、総会にはかつたうえで必要な善後措置をとる方針である。

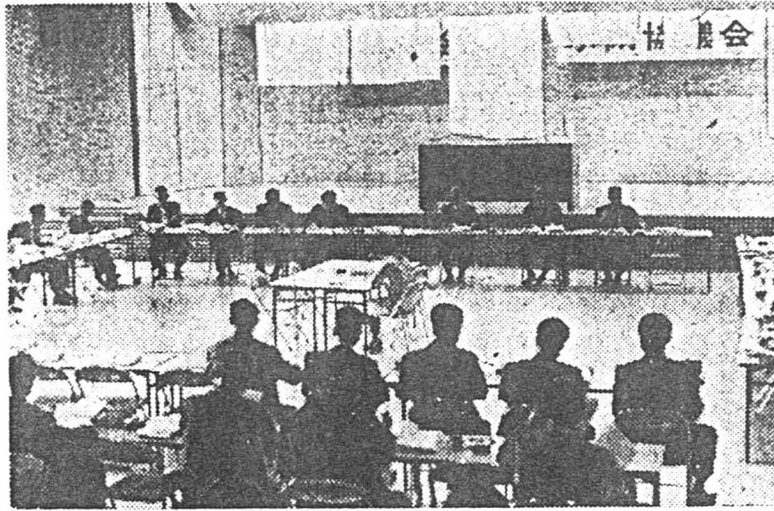
本紙キャン記事を参考に

これは、さきに熊本短期大学の内田守教授(社会学部)から「水俣病患者に対する行政的な措置などに人権無福の疑いがある」と同会に問題が提起され、また本社のキャン記事「水俣病は叫ぶ」によって、一般に知られていない患者の実態が報道されたため取り上げられたものである。

内田教授が書面で同会に出した問題点は、三十四年に同会で水俣病の原因を調べたが「不明」と結論を出し、国に報告している。しかし、その後熊本大学の学術的調査は「原因は工場排水」と結論している。国の結論がまだ出ていないことでもあり、患者の人権擁護のため、再調査し、結論を出す必要がある。工場から出されている見舞い金が不当に安く、これは人権を無視したものだ。会社と患者の間でかわされた補償契約書の中に「将来工場廃液が原因とわかっても新たな補償要求はしない」とあるのは問題である。というものである。これに対して理事会では、内田

教授の提起した問題についていま連合会としての態度を打ち出すのは早計であり、綿密な調査が必要である。また、本紙「水俣病は叫ぶ」によってこれまで知られていなかった患者の実態が明らかに。現在、改めてあらゆる面から総会にはかつた適切な措置をとる必要があるとして、独自の調査に着手することにしたという。

◆豊原一男会長の話 理事会での結論は、実態を調査して、もし人権侵害や無福の事実があれば、



県防災会議と水防協議会の合同会議